

4 喫煙

喫煙による健康への悪影響は、科学的に明確にされており、具体的には、がん、循環器疾患（脳卒中、虚血性心疾患等）、呼吸器疾患（COPD（慢性閉塞性肺疾患）等）、糖尿病、周産期の異常（早産、低出生体重児、死産、乳児死亡等）など、多くの疾患等の原因となっています。また、禁煙することによる健康改善効果も明らかにされており、肺がんなどの疾患のリスクは禁煙後の年数とともに確実に低下するとされています。

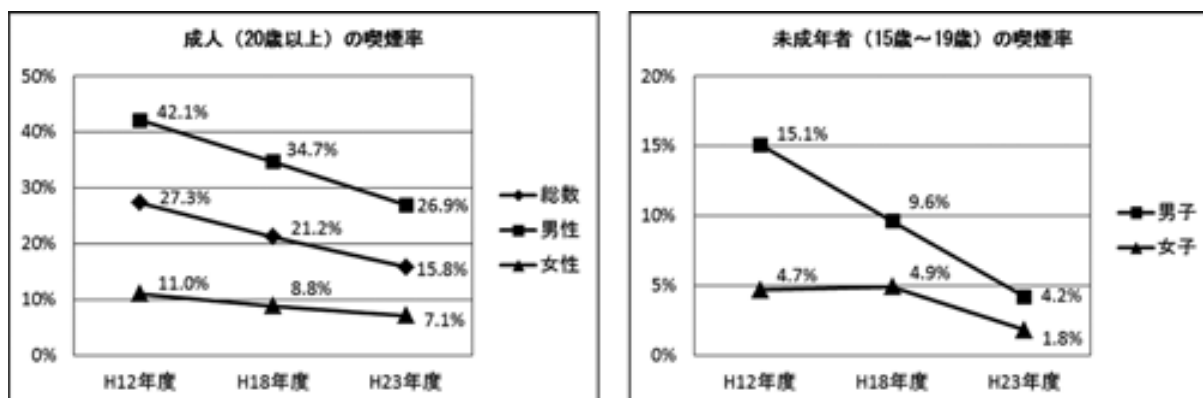
また、喫煙する本人だけでなく、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること）により、短期間に少量であっても、健康への悪影響が生じることが知られており、虚血性心疾患、肺がんに加え、乳幼児の喘息や呼吸器感染症、乳幼児突然死症候群（SIDS）等の原因となっています。

こうしたことを踏まえ、国は、平成22年2月の受動喫煙防止対策の通知において、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである」という基本的な方向性を示し、平成24年10月にはこの基本的な方向性を踏まえた受動喫煙防止対策の徹底について改めて通知を行っています。また、職場については、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、平成32年までに「受動喫煙の無い職場の実現」という目標が掲げられました。

【現状と課題】

- 前計画において、成人の喫煙率は減少（改善）しましたが、目標値には達しませんでした。
このため、引き続き、喫煙率の減少に向けた取組を強化する必要があります。また、喫煙者の約3割の方が禁煙を希望していますが、たばこに含まれるニコチンには依存性があり、自分の意志だけではやめられないことが多いため、禁煙希望者に対する禁煙支援の取組を行う必要があります。
- 喫煙は、低出生体重児や流産・早産など妊娠に関連した異常の危険因子でもあります。
このため、特に、若い世代や妊産婦への喫煙防止教育や禁煙支援の充実を図る必要があります。
- 未成年者の喫煙率は減少（改善）したものの、なくすことはできませんでした。
未成年者の喫煙は、特に健康に与える影響が大きく、成人になってからも喫煙が継続されやすいことから、未成年者の喫煙防止対策が必要です。
- 本市では、受動喫煙を防止するための有効な方法を盛り込んだ「広島市受動喫煙防止対策ガイドライン（施設版）」を作成、配付するなどして、公共施設、企業、飲食店などにおける受動喫煙防止対策を進めています。
市民を受動喫煙の害から守るため、継続して受動喫煙の防止に取り組む必要があります。

■ 成人及び未成年者の喫煙率の推移



出典：広島市「市民健康づくり生活習慣調査」

【施策の方向性】

(1) 喫煙率の減少に向けた取組

市民の喫煙による健康への悪影響を防ぐため、喫煙率の減少に向けて、禁煙希望者に対する禁煙支援、若い世代や妊産婦への喫煙防止教育や禁煙支援の取組等を推進します。

主な事業・取組

○禁煙希望者に対する禁煙支援

主な事業・取組	概要の説明
喫煙者に対する禁煙のすすめ	喫煙率の減少に向けて、保健センターの各種保健事業や禁煙週間等を実施する啓発を通じて、禁煙を希望する喫煙者に対し、禁煙の助言や情報提供を行う。
禁煙教室と個別支援	禁煙希望者が確実に禁煙できるよう、保健センターにおいて、これまでの集団型の禁煙教室に加え、相談員等の電話や面談による個別支援を行うことを新たに検討する。
「広島市地域保健・職域保健連携推進協議会」事業（喫煙）	禁煙支援を強化するため、地域保健と職域保健の関係団体・機関等で構成する「広島市地域保健・職域保健連携推進協議会」の活動を通じた禁煙支援の取組を検討する。

○若い世代や妊産婦への喫煙防止教育や禁煙支援

主な事業・取組	概要の説明
喫煙に関する知識の普及啓発	保健センターにおいて、喫煙に関する知識を広く普及するため、家庭、学校、地域団体と連携した取組を行う。
未就学児への防煙教育（再掲）	未就学児に対して、保育園や幼稚園での紙芝居による防煙教育を実施する。
飲酒喫煙・薬物乱用防止教室（再掲）	各学校において、薬物等の専門家を招へいし、飲酒喫煙・薬物乱用を防止するための授業を実施する。

飲酒喫煙防止の啓発活動（再掲）	飲酒喫煙を防止するための啓発パンフレットを作成し、学校や幼稚園の保護者に配布する。
「広島市未成年者の禁酒・禁煙環境づくり事業実行委員会」の取組（再掲）	未成年者への飲酒・喫煙防止の普及啓発を行うため、学校、地域団体、関係団体、関連事業者、行政で構成する「広島市未成年者の禁酒・禁煙環境づくり事業実行委員会」の活動を通じた取組を行う。
大学や専門学校と連携した喫煙防止教育	若い世代の喫煙を防止するため、大学や専門学校等の講義やイベントなどを活用して、喫煙防止教育や禁煙支援を行う。
母子健康手帳の交付及び妊婦相談（再掲）	妊娠の届出をした妊婦に対し母子健康手帳を交付し、妊娠や出産に関する相談を行うとともに、妊娠・授乳時における飲酒・喫煙の害を周知する。

(2) 受動喫煙防止対策

市民を受動喫煙から守り、健康増進を図ることを目的として、不特定多数の方が利用する公共的な空間については、全面禁煙を目指し、受動喫煙防止対策を推進します。

主な事業・取組

(新：新規事業 拡：拡充事業)

主な事業・取組	概要の説明
本市所管施設の受動喫煙防止対策	本市が所管する施設における受動喫煙防止対策については、引き続き、全面禁煙を目指し、施設の所管課等に対し指導を行う。
新規営業の飲食店等の受動喫煙防止対策	新規営業の飲食店等に受動喫煙防止対策の必要性を周知するため、「広島市受動喫煙防止対策ガイドライン（施設版）」を配付する。
公共的な施設の状況把握	受動喫煙防止のための方策を検討するため、飲食店や宿泊施設等の公共的な施設における定期的な実施状況を把握する。
受動喫煙防止対策ガイドラインの活用	職場や飲食店等における受動喫煙防止対策を推進するため、企業や医療保険者等、職域保健の関係団体・機関と連携し、受動喫煙防止対策ガイドラインを活用した指導を行う。
家庭における受動喫煙防止対策	家庭における受動喫煙防止対策を推進するため、保健センターの母子保健事業等で啓発用パンフレットの配付等による取組を行う。
「元気じゃけんひろしま 21 協賛店・団体」の禁煙認証店数の拡大	市民の健康づくりを支援する禁煙を行う事業所や店舗を増やすため、市民の健康づくりを支援する「元気じゃけんひろしま 21 協賛店・団体」の禁煙認証店数を拡大する取組を推進する。
新交差点やバス停等に設置してある灰皿の受動喫煙防止対策	人通りの多い交差点やバス停等に設置してある灰皿の受動喫煙防止対策として、灰皿の集約を行い、分煙に配慮された喫煙所を設置する。
拡平和記念公園内の受動喫煙防止対策	平和記念公園内の受動喫煙防止対策を推進するため、公園内の灰皿の削減、又は分煙化等の対策を検討する。

【目 標】

① 成人の喫煙率の減少（再掲）

喫煙率の減少は、喫煙による健康への悪影響を確実に減少させる最善の解決策であることから、「成人の喫煙率の減少」を目指し、国目標の算定方法に準じて、現在の喫煙率（15.8%）から禁煙希望者が禁煙した場合の割合（31.7%）を減じた値（10.8%）を目標に設定します。（現状及び目標は前述の第1章1「(1)がん」に同じ。）

② 未成年者の喫煙をなくす（再掲）

未成年期からの喫煙は、健康への影響が大きく、成人になってからも喫煙が継続されやすいことから、国目標及び広島市子ども施策総合計画の目標に準じて「未成年者の喫煙をなくす」ことを目標とします。（現状及び目標は前述の第1章2「(1)次世代の健康」に同じ。）

③ 妊娠中の喫煙をなくす（再掲）

妊娠中の喫煙は、低出生体重児だけでなく、妊娠合併症や出生後の乳幼児突然死症候群（SIDS）のリスク要因となることから、国目標及び広島市子ども施策総合計画の目標に準じて「妊娠中の喫煙をなくす」ことを目標とします。（現状及び目標は前述の第1章2「(1)次世代の健康」に同じ。）

④ 日常生活における受動喫煙の機会の減少（再掲）

受動喫煙による健康への悪影響を防ぐため、家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関での「日常生活における受動喫煙の機会の減少」を目指し、行政機関・医療機関・職場については、国目標（行政機関・医療機関：0%、職場：受動喫煙のない職場の実現）に準じて目標を設定します。家庭や飲食店については、現時点で完全な受動喫煙の防止を求めることは困難な状況であることから、国目標の算定方法に準じて、受動喫煙の機会がある者の現在の割合（家庭17.1%、飲食店48.4%）から禁煙希望者が禁煙した場合の割合（31.7%）を減じた値を半減すること（家庭6%、飲食店16.5%）を目標に設定します。（現状及び目標は前述の第1章3「(2)健康づくりに関する団体・機関等との連携の強化」に同じ。）